

鹿屋市社会福祉法人等介護保険利用者負担減額実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市社会福祉法人等介護保険利用者負担減額実施要綱（平成18年鹿屋市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第3条中「夜間対応型訪問介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加える。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;"> 社会福祉法人等利用者負担減額確認証 （社会福祉法人等による利用者負担の減額） </div>											
交付年月日		年	月	日							
確認番号											
受給者	住所										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日	年	月	日	性別	男・女					
介護保険被保険者番号											
適用年月日		年	月	日から							
有効期限		年	月	日まで							
減額割合		/100									
発行期間名 及 び 印		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>									

注 意 事 項

一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。

二 対象となるサービスは、訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設サービスです。

三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。

四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費、居住費及び宿泊費に限る。）が、前面に記載されている減額割合により減額されず。

五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったとき、又は減額確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。

七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。